

第2章

計画の基本事項

第2章 計画の基本事項

1 計画の目的

本計画は、区の施策を環境という視点から整理・体系化するとともに、区が策定する個別計画や事業等に対して、環境の保全に関する基本的方向を示すものです。

大田区環境基本計画（後期）に基づく取組を踏まえて施策を見直し、新たな環境課題や社会的要請に柔軟に対応できる計画体系を再構築しました。

また、国や東京都の動向を踏まえ、環境の保全や持続可能な社会の構築につながるよう、多くの区民等や事業者と連携し、「持続可能で快適なまち」の実現に向けて取り組むための指針となるものです。

2 見直しの視点

(1) 新たな環境課題への対応

ア 脱炭素社会*への対応

令和3年（2021年）6月に地球温暖化対策推進法が改正され、「2050年までの脱炭素社会の実現」が基本理念として位置付けられました。

基本理念の実現に貢献するために、区全体の温室効果ガス排出量の削減目標について見直しを行い、新たな目標を掲げるとともに、取組の方向性を示します。

イ プラスチックの資源循環の促進

令和3年（2021年）6月、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が制定され、プラスチックのライフサイクル全般での“3R+Renewable*”により、サーキュラーエコノミー*への移行を加速させる取組が求められています。

そのため、生活の利便性を考慮しながら、衛生目的で使用する場合を除き、プラスチック製品をできるだけ使わない生活様式への転換を図るとともに、プラスチック製容器包装・製品の効果的な資源回収に向けた対応を積極的に進めます。

ウ 食品ロス*の削減

平成27年度（2015年度）に実施した家庭ごみ組成分析調査及び平成29年度（2017年度）の区における可燃ごみの収集量から算出した推計値では、区の一般家庭から年間で約3,596tもの未利用食品が廃棄されていると考えられています。食品関連事業者や関係団体と連携し、適量の購入や賞味期限、消費期限の近い食品から消費するなど、社会全体の消費行動の転換を促進し、食品ロス*の削減を図ります。

エ ウィズコロナ、アフターコロナを踏まえた事業展開

新型コロナウイルス感染症の拡大により、我が国でも緊急事態宣言が発令され、外出自粛やイベント人数の制限など、私たちの生活に大きな影響を及ぼしています。区内においても、緊急事態宣言下でアルコール飲料の缶やたばこのポイ捨てが増加したという

報告があるなど、日常に変化が生じています。

デジタル化の加速は不可逆的な変革として定着し、感染症発生以前とは違った社会になると考えられます。区はこれらの変革を見据えて、非接触型の事業の拡充など、「新しい生活様式」に対応した取組を展開します。

(2) SDGs の推進

SDGs のゴール、ターゲットと本計画で掲げる目標や取組の関係性を整理し、基本目標の実現に向けた取組が SDGs のゴールにどのように貢献するかを示します。また、一つのゴールに向けたプロセスを実行することで、他のゴールに貢献することもあります。このように、二次的な効果が期待できる取組について、「副次的に貢献する SDGs (サブゴール)」として示します。



なお、SDGs の 17 のゴールは、グローバルな視点で目指すべき姿を示しているため、大田区の実態と必ずしも一致するものではありません。本計画においては、SDGs のゴールを「大田区環境版ローカル SDGs」として、より具体的でイメージしやすい言葉で表現することにより、目標の共有を図ります。

(3) 気候変動への適応

平成 30 年 (2018 年) 12 月に施行された「気候変動適応法」において、国における適応策の位置付けが明確化され、国、地方公共団体、事業者、国民が連携・協力して適応策を推進するための法的仕組みが整備されました。また、地方公共団体においては、「地域気候変動適応計画*」の策定が努力義務とされました。

これらを踏まえ、本計画では新たに大田区の適応に関する取組指針として、「大田区気候変動適応方針」を包含することとします。

3 計画の対象地域

本計画で対象とする地域は、大田区全域とします。

4 対象とする環境の範囲

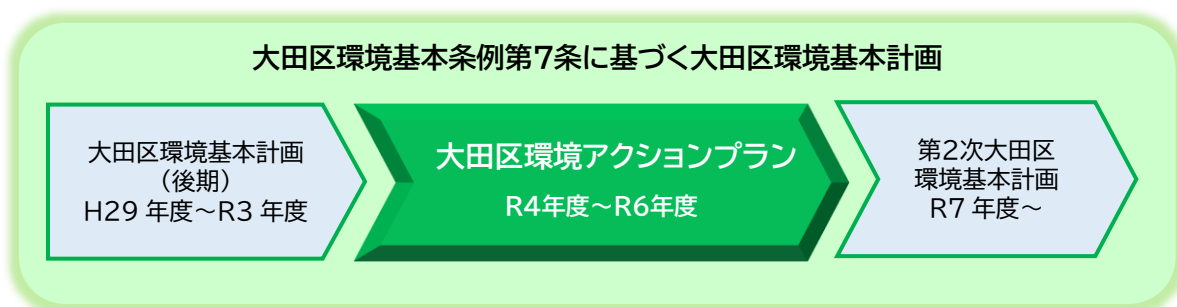
対象とする環境の範囲は、大田区環境基本条例第4条に示される範囲を基本として、下表のとおりとします。

区分	環境項目
生活環境	大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、悪臭、土壌汚染、公害苦情 等
自然環境	生物、生態系、公園・緑地、水辺環境、身近な緑 等
産業環境	生活と産業の共存可能な環境、魅力ある地域づくりと産業の活性化が両立する環境 等
快適環境	歴史・文化、都市景観 等
循環型社会	廃棄物・資源 等
地球環境	地球温暖化、資源・エネルギー 等
環境保全活動	区民等や事業者による環境保全に関する活動 等

5 計画の期間

令和3年度（2021年度）で「大田区環境基本計画（後期）」の計画期間が終了となるため、「第2次大田区環境基本計画」の策定を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、上位計画である大田区長期基本計画の策定が延期になったことなどを踏まえ、「第2次大田区環境基本計画」の策定を延期することとしました。

そのため、「大田区環境基本計画（後期）」と令和7年度（2025年度）からの「第2次大田区環境基本計画」の間をつなぐ緊急計画として本計画を位置付け、計画期間は令和4年度から令和6年度までの3年間とします。



6 計画の位置付け

本計画は、「大田区環境基本条例」に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための最上位計画であると同時に、「大田区基本構想」及び「新おおた重点プログラム」の実現を環境面から支えるものです。

なお、本計画は「地球温暖化対策推進法」第 21 条に基づく「大田区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」、「生物多様性基本法」第 13 条に基づく「大田区生物多様性地域戦略」、「気候変動適応法」第 12 条に基づく「地域気候変動適応計画*（大田区気候変動適応方針）」をそれぞれ包含します。

<関連法令・計画>

